

公益社団法人日本図書館協会公共図書館部会役員等の選出について  
(申合せ)

(目的)

- 1 この申合せは、公益社団法人日本図書館協会公共図書館部会（以下「部会」という。）の役員等（幹事・部会長・副部会長・日本図書館協会（以下「協会」という。）理事候補・協会代議員候補）を推薦するために必要な事項を申合せらる。

(留意事項)

- 2 この申合せは、協会定款、協会活動部会通則規程、公共図書館部会規程（以下「部会規程」という。）を遵守したうえで、執行する。

(幹事の選出)

- 3 施設等会員の幹事の選出は、「各地区の施設等会員の互選により選出」（部会規程第6条第1項第1号）するものであり、その任期は協会役員任期と同一（部会規程第9条第1項）で、現在は西暦奇数年6月開催予定の定時代議員総会終結の時から2年後の同時期開催予定の定時代議員総会終結の時までである。  
なお、施設等会員の選出幹事は、その任期中に人事異動等があった場合、原則として後任者がその残任期間を務めるものとする。

(部会長・副部会長の選出)

- 4 (1) 部会長は、「幹事の互選により選出し、部会総会に報告する」（部会規程第7条第1項第1号）ものであるが、公平かつ円滑な選出を促進するため、あらかじめ幹事会において、選出する施設等会員の地区順を申合せしておくものとする。  
(2) 副部会長は、「幹事の中から部会長が推薦し、その幹事会の承認を経て選出し、部会総会に報告する」（部会規程第7条第1項第2号）ものであるが、部会長選出と同様の理由で、あらかじめ幹事会において選出する施設等会員の地区順を申合せしておくものとする。  
ただし、部会長が特に推薦する幹事が別にいる場合、そちらを優先して推薦するものとする。  
(3) あらかじめ申合せしておく地区については、別紙「公共図書館部会部会長・副部会長選出サイクルについて案」の順による。  
なお、部会長・副部会長の任期は3の幹事任期と同一であり、ま

た、施設等会員の選出幹事の場合は、その任期中に人事異動等があった場合、原則として、後任者がその残任期間を務めるものとする。

(協会理事候補の選出)

- 5 協会理事候補の推薦にあたっては、「原則として当該部会の部会長を理事候補とする。ただし、特別な事情がある場合には、部会総会で選出した者を理事候補とすることができる。」(活動部会通則規程第10条第5項)のものであり、部会長を理事候補とし、それができない特別な事情があるときは幹事会で選出した者を部会総会で選出して理事候補とする。その任期は(協会定款第34条第1項)は、幹事の任期と同一とする。

(協会代議員候補の選出)

- 6 協会代議員候補の推薦にあたっては、「部会長は各地区からの推薦を得て、幹事会の承認を経て本法人の選挙管理委員会に推薦する」(部会規程第12条第1項)ものとしている。代議員の任期については、「選任の4年後に実施される代議員選挙終了の時まで」(協会定款第14条第1項)である。

なお、代議員が、その任期中に人事異動等があった場合、その後任者を地区幹事が改めて推薦し、幹事会の承認を得て、部会長が選挙管理委員会へ推薦するものとし、その後任者がその残任期間を務めるものとする。

- 7 本申合せについて変更等が必要な場合は、あらためて幹事会において協議するものとする。

この申合せは、2022年5月20日開催の幹事会で承認を受け、公共図書館部会総会の議決により発効する。

(2022年6月9日公共図書館部会総会書面による議決)